(平成13年3月9日決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内に存する文化財を保護するため、その管理又は修理に要する経費を補助することについて、当該文化財の各務原市補助金交付規則(昭和38年規則第34号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助対象者は、国、岐阜県又は本市が指定した文化財の所有者又は当該所有者が選任した管理責任者とする。

(補助対象事業)

第3条 補助対象事業は、別表のとおりとする。

(補助対象経費)

第4条 補助対象経費は、前条に定める補助対象事業に係る経費とする。ただし、国 又は岐阜県による補助金が受けられる場合にあっては、補助対象事業に係る経費か ら当該補助金を差引いた額を補助対象経費とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助金の交付を受けようとする年度に行われる事業の実施に 要する補助対象経費の2分の1以内の金額とし、国が指定した文化財に係る補助対 象事業を除き、500万円を限度とする。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要に事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成16年3月26日決裁)

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(令和2年3月2日決裁)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表(第3条関係)

文化財の種別	補助対象事業((事務経費を除く)
建造物	修理事業	ア 解体修理、半解体修理、屋根葺替、塗装修理、 部分修理、移築修理 イ その他修理に必要な工事
	管理事業	ア 警報設備、消火設備、避雷設備、防盗、防 犯設備の設置工事 イ 火除地設定、消防道路設置、保護柵設置、 覆屋(保存庫含む)設置(増、改築を含む)、 擁壁、排水施設の設置工事 ウ その他管理に必要な工事
	災害復旧事業	但し、所有者または管理責任者、管理団体の 責に帰すべからざる事由によるものに限る
美術工芸品等	修理事業	ア 修理(剥落、腐食防除工事等を含む) イ その他保存に必要な工事(保存箱、台座等) の新調及び修理工事
	管理事業	ア 建造物の管理事業に準ずる工事 イ 美術工芸品を直接保護するための未指定建 造物の屋根葺替、及び修理工事(保存庫を造 った場合の経費の範囲内でなされる工事) ウ その他管理に必要な工事
	災害復旧事業	建造物に準ずる
史跡等	復旧(保存修理)事業	ア 建築物の復旧工事 イ 庭園等の石組、枯損木の伐採、植栽、整地、 給排水施設等の工事 ウ 古墳等の盛土、石積等の工事 エ その他復旧に必要な工事
	環境整備事業	ア 史跡等及びその周辺地で行う整地、盛土、 基檀造成、覆屋設置等工事 イ 史跡等及びその周辺地における雑木、雑草 の除去、張芝、修復等工事 ウ 史跡等及び周辺地における園地、掘、河川 の浚渫、給排水施設改修等現状維持のために 必要な工事 エ 史跡等及びその周辺を理解させるための照 明施設設置などの工事及び必要な休息施設、 便所等便益施設等工事 オ その他環境整備に必要な工事

	災害復旧事業	建造物に準ずる
天然記念物	復旧(保存修 理)事業	史跡等に準ずる
	環境整備事業	史跡等に準ずる
	災害復旧事業	建造物に準ずる